

奥出雲町事業復活支援給付金

を創設しました

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている町内事業者の皆様の事業継続の支援として、事業全般に広く活用いただける給付金制度を創設しました。

給付金名	奥出雲町事業復活支援給付金
給付対象者	次の要件を満たす方 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、次項の給付要件を満たす方 ・奥出雲町内に事業所等を有する方 ・法人にあつては奥出雲町に法人町民税を納付している方 ・個人事業主においては主な収入が町内で行う事業によるものである方 ・事業実施に必要な許認可等を備えている方 ・申請日において営業の実態がある方 ・町税の滞納がない方 ・今後も事業を継続する意思がある方
給付要件	令和3年11月から令和4年3月までの期間において、任意の1ヶ月の売上高と、その前年、前々年又は前々前年の同じ月の売上高を比較し、減少率が15%以上～30%未満であること。
給付額	基準期間の売上高 - (対象月の売上額×5) ただし、法人の場合は上限30万円、個人事業主の場合は上限20万円 ※千円未満の端数は切り捨て
申請期限	令和4年5月31日まで

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない売上減少等で給付要件を満たしても対象となりません。
※NPO法人(特定事業を営む者に限る)、財団法人等も対象となります。
※国の事業復活支援金を受給した方又は受給資格がある方は、本給付金の交付を受けられません。
※新規創業等間もないため、前年等との比較ができない場合の特例もあります。詳しくはお問合せください。

【ご利用の流れ】

給付金の申請

給付金の申請は、奥出雲町役場まちづくり産業課、奥出雲町商工会本所及び経営支援センターで受け付けています。申請にあたり、下記の書類を事前にご準備ください。

- 売上が確認できる書類
例)確定申告書類の写し(青色申告の場合:確定申告書第1表、所得税青色申告決算書など)
(白色申告の場合:確定申告書第1表など)
売上台帳等(月別が確認できる書類)
- 振込口座の通帳の写し

審査・給付決定

給付金の支払

お問合せ先

奥出雲町まちづくり産業課 (TEL 54-2524)

奥出雲町商工会 本所 (TEL 54-0158)

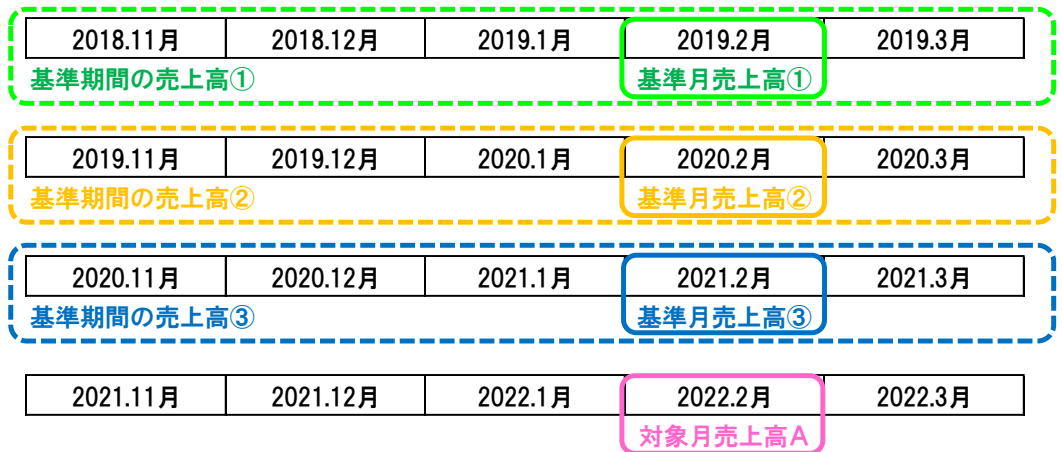
経営支援センター (TEL 52-1119)

■ 給付要件（減少率要件）と給付額算定の概要

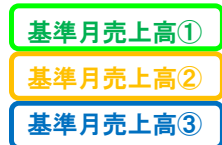
給付金の減少率要件と給付金額の算定



(例)2022.2月を対象月とした場合

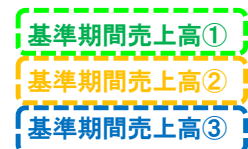


【減少率要件】



のいずれかと 対象月売上高A を比較して、15%以上30%未満減少していること

【給付額の算定】



のいずれか - (対象月売上高A × 5) 【ただし個人上限20万、法人30万】

※基準期間売上高(①、②、又は③)は、減少率要件に採用した基準月が属する期間を採用します
※給付額の算定において千円未満の端数が生じた場合は、千円未満切り捨てとします。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が必要です

奥出雲町事業復活支援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が生じている事業者の皆様への給付金です。そのため、**新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない売上減少の場合は、給付金の対象となりません**のでご注意ください。

《新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない売上減少の具体的な例》

- ・実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、**通常事業収入を得られな時期**(季節性がある事業活動における繁忙期以外や農産物の出荷時期以外など)**を対象月とすることにより**、算定上の売上が減少している場合。
- ・**売上計上基準の変更**や**顧客との取引時期の調整**により売上が減少している場合
- ・**要請等に基づかない自主的な休業**や**営業時間の短縮**、**商材の変更**、**法人なり又は事業承継の直後**などで単に**営業日数が少ないこと等**により売上が減少している場合